

令和5年度
埼玉県民間事業者
CO₂排出削減設備導入補助金
【スマート省エネ技術導入事業】
(二次募集)

[募集要領]

令和5年8月
埼玉県環境部温暖化対策課

補助金の交付申請又は受給をされる皆様へ

本補助金については、本県の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、本県としましては補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

したがって、本補助金の交付の申請をされる方や申請後に採択が決定し補助金の受給をされる方におかれましては、以下の点につきまして充分認識された上で補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 本補助金の申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 埼玉県から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取消などを行う場合があります。
- 3 本補助金の交付決定を通知する前において、工事に着手(発注等を含む)した設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
- 4 本補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとするときは、事前に処分内容等について承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 5 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 6 調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済みの補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年率10.95%)を加えた額を返還していただきます。
- 7 設備導入後1年ごとに3年間に提出いただく導入効果報告書の提出がない場合、補助金を返還していただきます。

【目 次】

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1. 事業の概要 | |
| (1) 目的 | 1 |
| (2) 概要 | 1 |
| (3) 事業の全体スキーム | 1 |
| (4) 事業のスケジュール | 2 |
| 2. 事業内容 | |
| (1) 補助対象者 | 3 |
| (2) 補助対象事業所 | 3 |
| (3) 補助対象事業 | 3 |
| EMSの要件 | 4 |
| EMSによる省エネルギー効果の考え方 | 5 |
| (4) 補助対象経費 | 6 |
| (5) 補助率及び上限額 | 7 |
| (6) 補助金の併用について | 8 |
| (7) 補助事業実施に関する条件 | 8 |
| (8) 申請実施に関するその他の条件 | 9 |
| 3. 申請 | |
| (1) 申請受付期間 | 10 |
| (2) 申請書類の提出方法 | 10 |
| (3) 申請に当たっての注意点 | 11 |
| (4) 審査・選定 | 13 |
| (5) 交付決定 | 13 |
| 4. 補助事業の実施 | |
| (1) 事業の開始 | 14 |
| (2) 事業内容等に係る変更 | 14 |
| (3) 補助対象事業の状況報告 | 14 |
| (4) 補助対象事業の遅延報告 | 14 |
| (5) 補助対象事業の廃止 | 14 |
| (6) 本補助事業以外の補助金等を受給することが決定した場合の取り扱い | 14 |
| (7) 実績報告 | 15 |
| 5. 実績報告以後 | |
| (1) 補助金額の確定、補助金の交付 | 16 |
| (2) 交付決定の取消し | 16 |
| (3) 導入効果の検証 | 16 |
| (4) 補助金の経理 | 16 |
| (5) 補助事業により取得した財産の管理 | 16 |
| 別表1 温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量（原油換算値）の算定方法 | 17 |
| 別表2 導入設備の法定耐用年数 | 18 |
| [交付申請書類一覧] | 19 |

1. 事業の概要

(1) 目的

本県では、地球温暖化対策を推進するに当たり、中小企業を含め県内事業所における一層の省エネルギー化を推進し、企業のエネルギーコストの抑制を図り、環境に配慮した事業活動を促進しています。

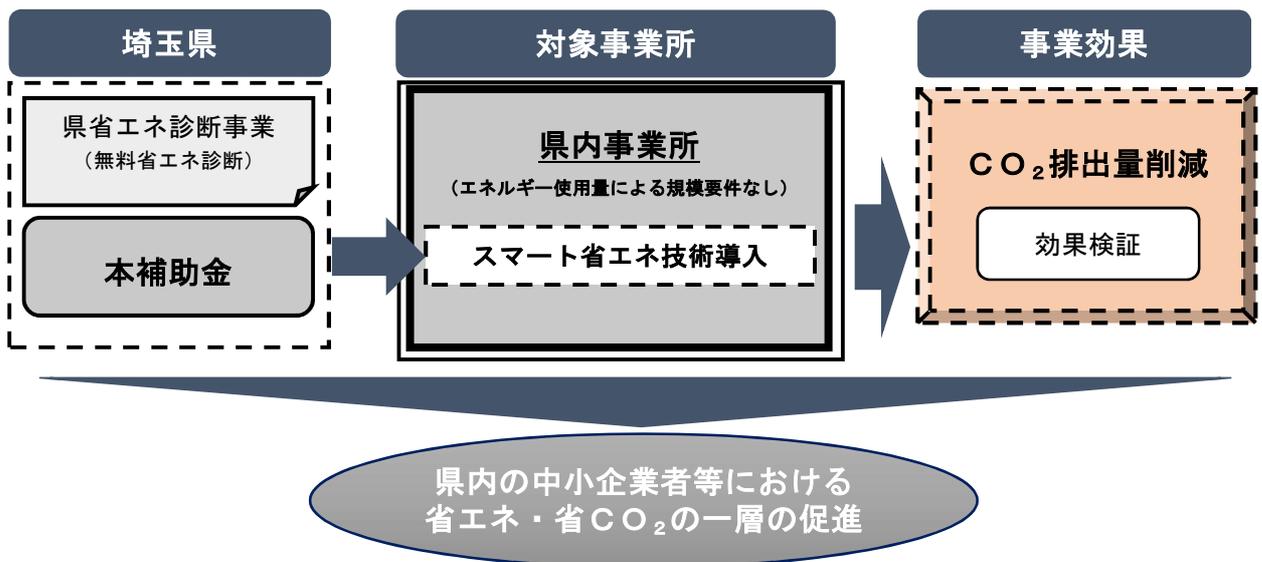
そこで、事業活動における地球温暖化対策を促進するため、民間事業者が、県内に所在する事業所においてCO₂排出量の削減に資するエネルギーマネジメントシステム(以下「EMS」といいます。)及びIoT等を活用したスマート省エネ技術の導入について、その費用の一部を県が補助し、自立的な省エネルギー、温室効果ガスの排出量削減を支援するものです。

なお、本補助事業は、「埼玉県民間事業者 CO₂ 排出削減設備導入補助金交付要綱」(以下「要綱」といいます。)に基づき実施する事業です。

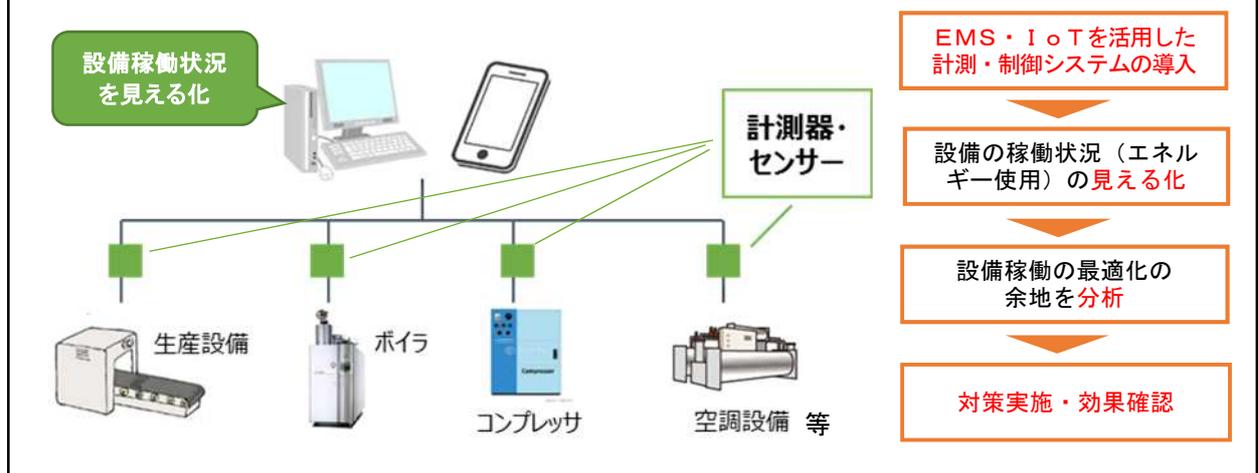
(2) 概要

中小企業者等が、県内に所在する事業所を対象に省エネルギー・省CO₂に取り組むために必要なCO₂排出量の削減に資するEMS及びIoT等を活用したスマート省エネ技術を導入する場合に、その費用の一部を県が補助します。

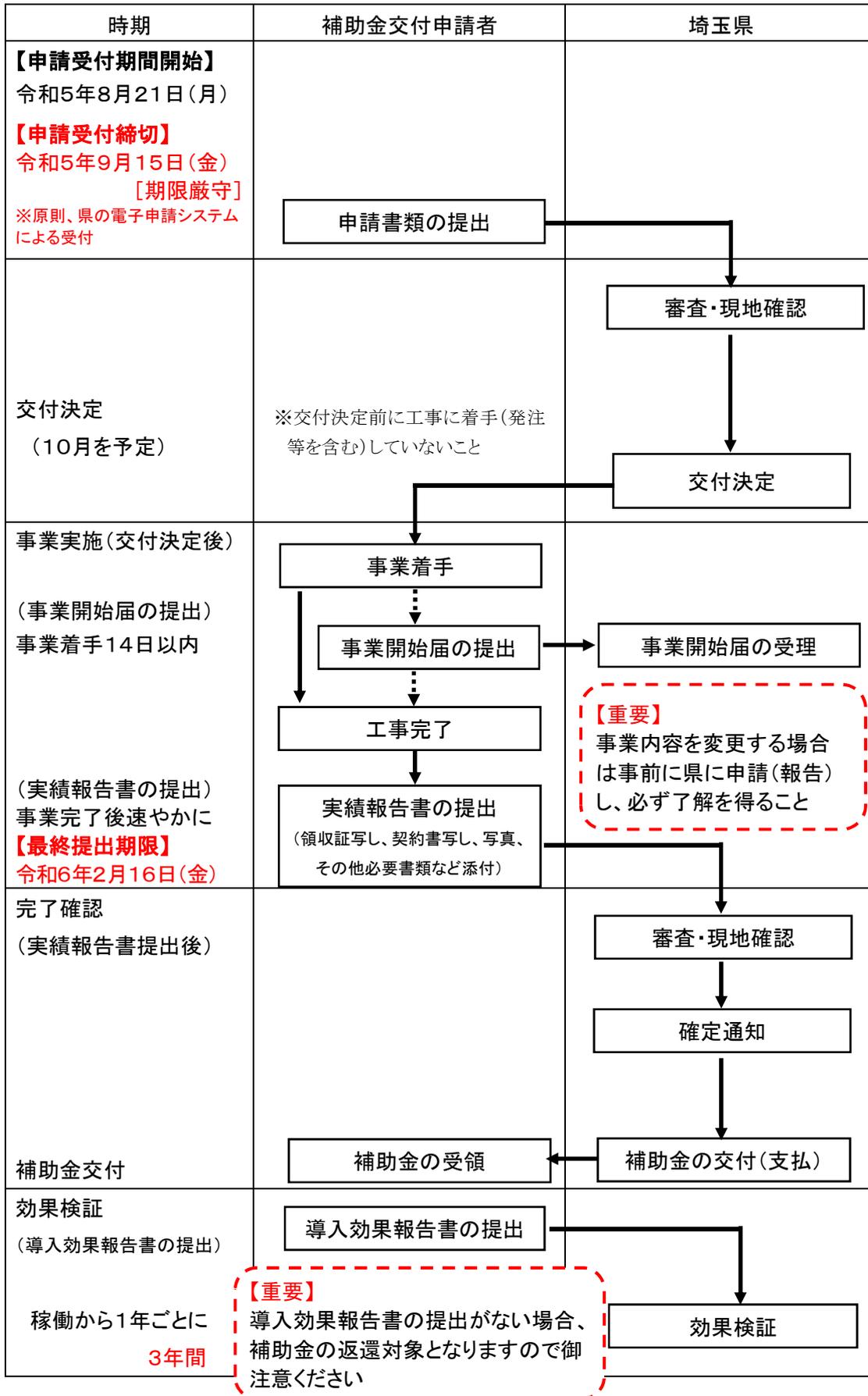
(3) 事業の全体スキーム



【EMS等の導入イメージと削減効果】



（４）事業のスケジュール



2. 事業内容

(1) 補助対象者

補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象者」といいます。）は、次のアまたはイのいずれかに該当し、かつ、ウの要件を満たす者とします。

ア 次の要件に該当する民間事業者（埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあつては、埼玉県中小企業振興基本条例（平成14年12月24日条例98号）第2条の規定に基づく中小企業者に限る。）。

- ① 埼玉県内に所在する事業所において、一年以上継続して事業を営んでいる者。
- ② 法人県民税、法人事業税（個人事業主の場合は、個人県民税及び個人事業税）等納付すべき税金を滞納していないこと。
- ③ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

イ 契約によりアと共同して本事業を実施するリース事業者で、次の要件に該当する者。

- ① 補助対象事業の着手の日までに共同事業における、リース契約、パフォーマンス契約が締結されていること。
- ② 上記①の契約におけるリース料について、補助金額に相当する金額が減額されていること（当該契約は、補助対象経費の増減に伴い見直しをすること）。
- ③ 当該補助金の条件の履行の責務を共同して負うこと。

ウ 要綱第3条第3項に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当しないこと。

(2) 補助対象事業所

(1)の補助対象事業者が所有又は使用する事業所であつて、県内に所在する事業所

(注) 官公庁及びその他県が不相当と認める者は対象外とします。

【留意事項】

1つの民間事業者が複数事業所を対象に申請する場合は、事業所ごとに申請してください。

(3) 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」といいます。）は、補助対象事業所において、県が定める要件（4ページ参照）を満たすEMSの導入により、現在のCO₂排出量を削減するために必要な設備整備事業であつて、(4)の補助対象経費が30万円以上の事業とします。

また、EMSを導入した上で（本事業により導入予定の場合を含む。）、センサーなどのIoT等を活用した省エネ技術の導入についても補助対象事業とします。

【留意事項】

導入設備は、償却対象資産に登録され、要綱第23条に基づく財産処分制限期間において資産管理されるものを対象とします。

●EMSの要件

補助対象とするEMSの要件は次のとおりとします。

| No. | 項目 | 要件 |
|-----|----------|--|
| 1 | エネルギーの計測 | <p>① 対象設備の見える化機能の実現に必要な項目の計測を行えること。</p> <p>② 事業計画書に記載した削減対策の対象設備について、<u>対象設備の種類別</u>（空調、照明、コンプレッサ、熱源機器、生産設備等）に計測器を設置し、<u>対策の実施に必要な項目</u>（電力・燃料等使用量、温度、流量、圧力等）の計測を行えること。（対象設備の種類別の計測器設置以外の、エリアごと、建物ごとの計測器設置を妨げるものではありません。）</p> <p>ただし、対象設備の種類別に計測器を設置することが困難である、又は、エリアや建物ごとに計測器を設置したほうが効果的である等の場合には、エリアや建物ごとに計測器を設置し、上述の必要な項目の計測を行うものとする。</p> <p>※デマンド監視等を目的とした事業所全体の電力計測に限定される設備は対象外とする。</p> |
| 2 | 見える化 | <p>① 補助対象事業所内のパソコン等において、計測データ等を閲覧できること。なお、Webブラウザ経由での閲覧でも可とする。</p> <p>② 電力は30分以内の間隔での電力使用量を閲覧できること。</p> <p>③ 運用改善に資するデータを表示・確認できること。</p> |
| 3 | データ保存 | <p>① 導入効果報告に必要な計測データについて3年間のデータ保存が行えること。</p> |

【削減対策の実施に必要な計測項目の例】

| 必要な計測項目の例 | |
|-----------------|-----------------------------|
| 空調機器（エアコン） | 空調機器（エアコン）ごと及び事業所全体の電力使用量 等 |
| コンプレッサ | コンプレッサごとの電力使用量、エアー圧力及び空気量 等 |
| 蒸気ボイラー | ボイラーごとの蒸気量、蒸気圧、温度及び燃料使用量 等 |
| インバータ導入（給排気ファン） | ファンごと及び事業所全体の電力使用量 等 |
| インバータ導入（冷温水ポンプ） | 冷温水ポンプの電力使用量、水温、水量及び水圧 等 |
| 太陽光発電（蓄電池あり） | 発電量、消費電力量及び蓄電池の充電量・放電量 等 |
| 空冷チラー | 空冷チラーごとの外気温度、水温、水量及び電力使用量 等 |

●EMSによる省エネルギー効果の考え方

EMSによる省エネルギー効果として認められる事例は次のとおりとする。

ア EMS制御による省エネルギー量として認められる事例

| 機器種別 | 判断 | 事例 |
|------|----|---|
| 照明 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 制御対象照明の各回路を直接実測した値 各分電盤別電力使用量を実測、分電盤内の照明以外の電力使用量（OA・コンセント系）を実測し、差し引いて計算した照明の値 調光制御を行う場合、調光出力と消費電力の比例関係を求めて計算した値 |
| | × | <ul style="list-style-type: none"> 分電盤単位の実測を消費電力内訳で按分した値（実測値に基づかないもの） |
| 空調等 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 制御前、制御中の空調機電力使用量実測値から空調機自体の削減量を算出した値 熱源エネルギー削減量も加える場合、負荷計測温度等から熱量を算出し熱源負荷削減量として加算した値 類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績を根拠とした数値 |
| | × | <ul style="list-style-type: none"> 定格出力に負荷率を乗じて計算した値 設定温度緩和の実測を公開値から算出した値など、実測値を根拠にしない値 |
| 熱源 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 外気取り入れ制御など負荷熱量調節で熱源負荷削減を図る場合、温度湿度計測値より外気エンタルピ演算にて負荷熱量を算出しこれを削減量とする値（実際の熱負荷削減量を演算している値） 類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績を根拠とした数値 |
| | × | <ul style="list-style-type: none"> 建物用途、規模、エリアなどの条件が一致していない値に基づく計算値 |

イ EMSの計測に基づく運用改善による省エネルギー量として認められる事例

| 機器種別 | 判断 | 事例 |
|------|----|--|
| 照明 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 使用実態に合わせた照明点灯時間の調整（タイマー等によるもの） エリア別照度計測結果による照明照度や点灯エリアの調整、点灯エリアの細分化 |
| | × | <ul style="list-style-type: none"> PCモニターやディスプレイ等の夜間電源OFF（自発的に行うもの） |
| 空調等 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 空調立ち上げ時間変更や同時運転台数調整などによるもの 冷温熱と搬送動力を組み合わせた効率の改善 室温やCO₂濃度実測結果に基づく温度設定やダンパ開度の最適化 冷却水温度の最適化 |
| | × | <ul style="list-style-type: none"> 計測データを活用しない単なる温度設定変更（夏季の冷房設定温度を24℃から26℃に変更するなど） 涼しい日は窓を開ける等の運用 |
| 生産設備 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 燃焼機器の燃焼効率調整、空気比の調整 圧縮機等の適正圧力調整 ボイラー・圧縮機等の運転台数や台数制御・運転スケジュール調整の見直し |
| | × | <ul style="list-style-type: none"> 計測データを活用しない通常の生産管理の中で行われる生産効率改善 |

（４）補助対象経費

補助対象事業を行うために必要な経費のうち、次の経費を補助対象とします。

| 項目 | 内容（EMS 関係にかかるもの） | |
|--------------------------------|--|--|
| 設備費 | 主装置・盤 計測計量機器 | 計測制御主装置、ローカルサーバ、ロガー、主装置盤 等 電力量センサ、ガスメーター、流量計、水量計、温湿度センサ、 圧力計、熱量計、パルス検出器 等 |
| | 機械監視装置 制御機器 | 生産量制御管理装置、設備稼働状況監視装置 等 制御用センサ、リレースイッチ、コントローラ、インバータ、 流量調整弁、自動制御設備、 制御 P L C（Programmable Logic Controller）、 V A V（Variable Air Volume System） 等 |
| | 通信装置 モニター装置 ソフトウェア | モデム、ルーター、通信 P L C（Power Line Communication） 等 監視用端末、P C、タブレット、モニター、ローカルサーバ 等 導入拠点での需要予測、最適化計算、最適制御機能 等 |
| 上記のほか補助事業の実施に必要な機器費、必要不可欠な付属機器 | | |
| 工事費 | 労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、試験調整費、 立会検査費、機器搬入費 など （補助対象事業を行うために不可欠な工事費（通信配線工事を含む）。） | |
| サポート費※2 | 補助対象事業者での EMS の活用及び削減対策の実施に対するエネルギーマネジメン ト事業者※1による支援に要する費用 | |
| | ただし、補助対象経費の上限額は、ア又はイのいずれか低い額とします。（上限額 を超える分については補助対象外経費としてください。） ア 150万円 イ 機器費及び工事費の補助対象経費を合計した額の2分の1の額 | |

※1 エネルギーマネジメント事業者は、次のいずれかの要件を満たす者に限ります。

- ① 経済産業省所管省エネルギー投資促進に向けた支援補助事業のうちエネルギー使用合理化等事業者支援事業でエネマネ事業者登録を受けている者。
- ② 経済産業省所管中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業で診断機関として登録を受けている者。
- ③ 環境省所管二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業）のうち脱炭素化促進計画策定支援事業で支援機関として登録を受けている者。

※2 サポート費とは、エネルギーマネジメント事業者による EMS の使用方法、計測データの分析方法、省エネ対策の検討等の指導等、人的支援に係る費用をいいます。

なお、当該サポート費を補助対象経費とする場合には、エネルギーマネジメント事業者と請負契約書の締結または請書の徴取をすることとします。

【留意事項】

補助対象経費の額が 30 万円以上の事業を対象とします。

（例 1）総事業費 30 万円、うち補助対象経費の額 20 万円 → 申請不可

（例 2）総事業費 40 万円、うち補助対象経費の額 30 万円 → 申請可

【対象外経費】

| |
|--|
| 補助対象事業を行うために必要な経費（総事業費）のうち、次の経費は補助対象外に区分すること |
| ・撤去費、移設費、処分費、共通仮設費 |
| ・工事費、サポート費以外の経費（通信費、光熱水費、旅費、振込手数料等の一般管理費） ※ 見積書において、諸経費としている経費を補助対象経費に含めることはできません。補助対象経費とする場合には、必ず経費を明確に区分して上述の補助対象経費に該当する経費のみ計上してください。 |
| ・消費税及び地方消費税相当額 |

(注) 補助対象経費の中に、申請者(補助金の申請をした者)の自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分(施工含む。)がある場合は、補助金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を補助対象とします。

| | |
|---------------------|---------------------------------|
| 次の経費は補助対象事業にはなりません。 | |
| ・ 部品交換等の修繕 | ・ 土地の取得及び賃借に要する経費 |
| ・ 中古の設備の導入 | ・ 居住用途に係るCO ₂ 排出削減設備 |
| ・ 予備もしくは将来用のもの | |

(5) 補助率及び上限額

補助率による算出額と上限額の**いずれか低い額**が補助金交付申請額の上限となります

| 補助率 | 上限額 |
|-------------|---------|
| 補助対象経費の3分の1 | 1,000万円 |

(注1) 補助金の額に1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

(注2) 補助金の交付(支払)は、実績報告書の提出後となりますので御注意ください。

(注3) 申請状況により、予算額を超える場合には、採択された場合でも申請された補助金額が減額される場合がありますのであらかじめ御了承ください。

(注4) サポート費の補助対象経費の上限額は、ア又はイのいずれか低い額とします。(上限額を超える分については補助対象外経費としてください。)

ア 150万円

イ 機器費及び工事費の補助対象経費を合計した額の2分の1の額

【留意事項】

- 1つの民間事業者が複数事業所を対象に申請する場合、補助申請できる合計金額は1,000万円以内とします。

（6）補助金の併用について

- **国の補助金等を含めて、埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金交付要綱に基づく補助事業以外の補助金等との併用は不可**です。
 - ※ CO₂排出削減設備導入事業、暑さ対策設備等導入事業との併用は可
- 当該補助事業以外の補助金等への同時申請を妨げるものではありません。
 - ※ ただし、この場合、**要綱で定める補助金以外の補助金または助成金を受給することが決定（交付決定又は採択決定等を含む。）**したときは、当該補助金等の受給決定の通知日から14日以内に、知事に**補助事業の廃止を申請**しなければなりません。

（7）補助事業実施に関する条件

ア 補助金の交付の決定を受けたあとは、次の条件を**全て**満たす必要があります。

- ① 補助金交付決定後、補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更をする場合には、要綱第13条に基づき**変更（廃止）承認申請書又は事業変更届（軽微な変更の場合）**を知事に提出すること。
- ② 補助対象設備の稼動後の削減効果の実績について、「**導入効果報告書**」（様式第4-2号）を稼動から1年ごとに3年間提出すること。
導入効果報告書の提出がない場合、補助金を返還していただきます。
- ③ 補助事業に関する効果測定その他について、必要とする範囲内において県による現地確認、報告、資料提供その他に協力すること。
(削減対策の事例として県のセミナー等で紹介させていただくことがあります。)
- ④ 補助対象事業によるCO₂排出量の削減効果の達成を約束するものとする。
- ⑤ 補助対象となる設備導入に係る経費について、**重複して本事業以外の一切の補助金又は助成金を受給しないこと。**
また、要綱で定める補助金以外の補助金又は助成金を受給することが決定（交付決定又は採択決定等を含む。）したときは、当該補助金等の受給決定の通知日から14日以内に、要綱第13条に基づき**変更（廃止）承認申請書**を知事に提出しなければなりません。

イ 目標とするCO₂排出量の削減効果(ア④関係)

補助事業者(補助金の交付決定を受けた者)は、EMSによる**計測・制御対象設備の年間CO₂排出量を、補助対象設備の導入から3年以内に**
測定のみの場合：平均2%以上削減
測定・制御の場合：平均3%以上削減
することを目標とします。

（8）申請・実施に関するその他の条件

補助事業の申請・実施に関して、次の留意事項を遵守してください。

- ① 「埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度」の「宣言書」を実績報告までに提出していること。
URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/sdgs/index.html#content04>
- ② 補助金の交付決定前に補助対象事業の工事に着手（発注、契約等を含む）していないこと。
- ③ 補助事業者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておくとともに、証拠書類を整備しなければなりません。当該経理に係る書類は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後**5年間保存**すること。
- ④ 補助事業により整備した設備は、原則、要綱第23条第2項で定める**財産処分制限期間**（法定耐用年数に相当する期間）中は**財産処分してはならないもの**とする。

3. 申請

(1) 申請受付期間

補助金の交付申請の受付期間は次のとおりです。

令和5年8月21日（月）から令和5年**9月15日（金）**まで [期限厳守]

(2) 申請書類の提出方法

ア 申請に必要な書類:次ページのとおり

イ 提出方法:**原則、県の電子申請システムのみです。**

電子申請システム : https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=58326

(注意)

申請書の提出後、申請書や資料の訂正・差し替えは電子申請ではできません。

資料の訂正・差し替えが必要になった場合は、以下のメールアドレスに宛てにご連絡ください。

電子メールの件名:「スマート省エネ技術導入事業交付申請書（申請者名）」

電子メール: a3030-03@pref.saitama.lg.jp

ウ 申請に必要な書類

「交付申請書(様式第1-2号)」に、下記の書類を添付して、提出してください。

- ・ 指定様式を下記埼玉県ホームページからダウンロードして作成してください。

(URL)<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/smart-r5.html>

- ・ 交付申請書の様式に含まれる

「埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金事業計画書作成重要事項について」及び「事業計画書」も作成してください。

<以下、添付書類(任意様式)>

- ・ 資料が紙の場合は、スキャンをした電子データで構いません。
- ・ 電子化できない場合は、郵送による提出も可能です。

① 見積書の写し

- ・ 原則2者以上の見積書を添付。発行後3ヶ月以内のもので、代表者印等の押印のあるもの。
- ・ サポート費を補助対象経費とする場合にあっては、サポート費の見積書も添付すること。

② 導入予定機器のカタログ等

③ 計測・制御対象の設備の定格燃料等消費量及び負荷率を確認できる資料(設備仕様書や設備銘板の写真、負荷率計算書等)

④ 計測・制御対象の設備の写真(原則として1設備につき写真1枚。ただし、照明にあっては一定区画ごとの写真でもよい。)

- ⑤ 図面(事業所全体図、導入機器据付図、エネルギー系統図)
- ⑥ 登記事項証明書(個人の場合は市町村が発行する営業届出済証明書等)(発行後3ヶ月以内のもの)
- ⑦ 法人県民税・法人事業税の納税証明書
(個人の場合は法人県民税・法人事業税の納税証明書)(発行後3ヶ月以内のもの)
- ⑧ 決算報告書の写し(直近1年分)
- ⑨ 埼玉県又は国の事業で受診した省エネルギー診断結果報告書の写し
(交付申請年度から起算して過去3か年度以内に受診している場合のみ添付)
- ⑩ 賃貸借契約書の写し(申請者が対象事業所の所有者でない場合のみ添付) ※当該契約条項により承諾書を添付
- ⑪ リース契約書(案)及び料金計算書(案)(リースの場合のみ添付)

(3)申請に当たっての注意点

- ・ 実績報告書の提出最終期限は令和6年2月16日(金)となっていますので、事業計画に御注意ください。
- ・ 見積書は、2(4)の補助対象経費および補助対象外経費の内訳等項目ごとの金額がわかるように記載するほか、導入予定の設備の製品名や型式等についても併記してください。
- ・ 上記⑥～⑧は、民間事業者、リース事業者それぞれの書類を提出してください。
- ・ 必要に応じて、別途書類を提出していただく場合があります。
- ・ 申請書類等は、本審査以外には使用しません。
- ・ 必要書類への記載漏れや不備等のないよう、提出前に確認をお願いします。
- ・ 申請書類は、必要に応じて修正や再提出をお願いする場合があります。
- ・ 申請書等の提出について、書類の不足や記載内容等に形式上の不備がある場合には受理できませんので、御注意ください。
- ・ 不足、不備等があった場合で県が指定する期限までに対応なき場合、不採択となる場合がありますので、御注意ください。
- ・ 提出された申請書類等は、採択、不採択にかかわらず、原則、返却しません。

【交付申請書(様式第1-2号)のうち事業計画書の記入方法について】

○「8 年間CO₂排出削減予測量」の算定方法

EMS等の導入による年間CO₂排出削減予測量を記載します。

- ・ EMSによる計測又は制御の対象設備をシート内の表に記入します。
- ・ 年間CO₂排出削減予測量は、設備ごとに1台当たり定格燃料消費量や稼働時間、負荷率等を入力することで、自動的に算定されます。
- ・ 算定は、電気設備とその他燃料設備に分かれており、それぞれの算定方法は次のとおりです。

(1) 電気設備

年間CO₂排出量＝設備台数×設備1台当たりの定格消費電力×負荷率×一日当たり稼働時間
×年間稼働日数×排出係数

年間CO₂排出削減予測量＝年間CO₂排出量×想定削減率

(2) その他燃料設備

年間CO₂排出量＝設備台数×設備1台当たりの定格燃料消費量×負荷率×一日当たり稼働時間
×年間稼働日数×単位当たり発熱量×排出係数×44/12

年間CO₂排出削減予測量＝年間CO₂排出量×想定削減率

（各値の入力について）

- ・ 設備1台当たりの定格消費電力、設備1台当たりの定格燃料消費量
仕様書等に基づいて記入してください。根拠資料の提出が無い設備や根拠資料と整合していない設備については、算定対象外とします。
- ・ 負荷率
0.3から1までの値を入力してください。設備の種類・使用状況から妥当な値を設定してください。また、設定した負荷率の根拠資料を提出してください。根拠資料を示すことができない場合は、0.3としてください。
- ・ 単位当たり発熱量及び排出係数
別表1の値を使用します（入力する燃料等の種類に応じて自動表示）。
- ・ 一日当たり稼働時間、年間稼働日数
対象設備の標準的な値を入力してください。
- ・ 想定削減率
EMSによる計測対象設備の制御の有無に応じて、次の値を使用します（自動表示）。
計測のみの場合：2％
制御有りの場合：3％

○「10 測定・制御対象一覧」の記載方法・算定方法

EMSでの測定又は制御を予定する箇所等を記載します。

- ・ EMSによる計測の対象設備や計測項目をシート内の表に記入してください。
なお、計測項目は電力・燃料等使用量や温度、圧力など、**直接計測できる項目**とし、**計算等により算出する項目は除外**してください。

（４）審査・選定

審査は、申請書類による書面審査や必要に応じた現地調査等により行います。選定に当たっては、次式で算出される費用対効果(EMSの計測点数当たりの、補助金額100万円当たりのCO₂削減量)の額を基礎として、次の事項を優先のうえ決定します。

なお、審査の経過や採択結果等に関する照会には一切お答えできませんので、予めご承知おきください。

＜費用対効果の算出方法＞

EMSの計測点数当たりの、補助金額100万円当たりのCO₂削減量 = $A \div B \div C$

A:年間CO₂削減予測量(様式第1-2号の数値)

B:EMSの計測点数(様式第1-2号の数値)

C:補助申請額(百万円)(サポート費に係る金額を除く※)

※補助対象経費にサポート費は含まれますが、費用対効果ではサポート費を除いて算出します。

＜審査に当たって優先する事項＞(優先度昇順)

- ・ 埼玉県又は国の事業で実施する省エネ診断事業を、過去3か年度以内に受診した事業者からの申請
- ・ みなし大企業※及びこれに準ずる者でない事業者からの申請

※みなし大企業とは、次のいずれかに該当する中小企業者をいいます。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること。

イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有していること。

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること

（５）交付決定

審査・選定の結果に基づき、補助事業者に交付決定通知書を送付します。

交付決定に当たっては、必要に応じて、申請内容の修正や条件を付して交付決定を行う場合があります。なお、不交付のときは、不交付決定通知書を送付します。

(注) 交付決定した補助金額は、補助金交付の限度額を示すものとなります。

4. 補助対象事業の実施

（1）事業の開始

補助事業者は、交付決定通知日以後、速やかに補助事業に着手（発注を含む）し、補助事業に着手した日から14日以内に「事業開始届（様式第5号）」を県に提出してください。

（注） 交付決定通知日以前に補助事業に着手した場合は、補助事業の対象外となりますので、御注意ください。

（2）事業内容等に係る変更

補助事業者は、事業の実施中に交付申請の内容等に係る変更（事業内容、事業費、事業者名、代表者名、住所等）が発生する見込みとなった場合には、独自に判断せず、速やかにその内容を県に報告し、県の指示に従ってください。

なお、変更事由が生じたにもかかわらず実績報告書提出までに県に相談を行わなかった場合や指示に従わない場合等は、変更箇所が補助対象外となるほか交付決定の取消となることがあります。

（注1） 補助事業の変更を承認する場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付す場合があります。

（注2） 補助対象事業の変更後の補助対象経費の額が30万円未満となる場合は、補助金の交付ができません。

（注3） 事業内容等に変更が生じる場合は、「変更（廃止）承認申請書（様式第6-2号）」を県に提出してください。

（3）補助対象事業の状況報告

必要に応じて、補助対象事業の進捗状況について報告を求める場合があります。この場合、「補助事業遂行状況報告書（様式第9号）」及び「実施状況報告書（様式第10号）」を提出していただきます。

（4）補助対象事業の遅延報告

4(7)の実績報告書の提出期限までに補助事業が完了することができないと見込まれるときは、速やかに「遅延報告書（様式第11号）」を提出してください。

（5）補助対象事業の廃止

補助事業者は、補助事業者の事情により補助対象事業を廃止しようとする場合は、「変更（廃止）承認申請書（様式第6-2号）」を提出し、知事の承認を得てください。

[添付書類] ・その他知事が必要と認めるもの（提出の前に県に相談してください）

（6）本補助事業以外の補助金等を受給することが決定した場合の取り扱い

申請者及び補助事業者は、本補助事業の補助対象経費に関して、本補助金以外の補助金等（要綱で定めるCO₂排出削減設備導入事業又は暑さ対策設備等導入事業を除く。）を受給することが決定（交付決定又は採択決定等を含む。）したときは、**当該補助金等の受給決定の通知日から14日以内に、「変更（廃止）承認申請書（様式第6-2号）」を提出しなければなりません。**

[添付書類] ・その他知事が必要と認めるもの（交付決定通知書の写し 等）

（7）実績報告

補助事業者は、工事が完了し、かつ、施工業者への支払いが完了したときは、速やかに「実績報告書（様式第12-2号）」を提出してください。

【提出時期】

工事完了かつ支払完了後、速やかに（概ね30日以内）提出すること

【最終提出期限】

令和6年2月16日（金）[必着・厳守]

提出に当たっては、下記の書類を添付してください。

【添付書類】

- ① 決算証拠書類（施工業者への支払いが確認できるもの）、納品書
- ② 工事請負契約書又は工事注文請書の写し
- ③ サポート業務の請負契約書又は注文請書の写し（サポート費を補助対象経費とした場合のみ）
- ④ 補助事業の実施を示す写真（施工中・施工後）
- ⑤ 埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度の「宣言書」（写し）
- ⑥ 振込先口座が確認できる資料
- ⑦ リース契約書及び料金計算書（リースの場合のみ）

（注1） 決算証拠書類（上記②）は、支払いが完了していることを示す下記の書類とします。なお、手形や小切手による支払いの場合は振出日ではなく施工業者が領収（資金化）した日が完了日となりますので御注意ください。また、ネットバンキングによる振込みの場合、振込み手続きを行った時点の確認資料では認められませんので、振込が完了したことがわかる資料を提出してください。

決算証拠書類は次のいずれかとします。

- ① 施工業者発行の領収書
- ② 金融機関発行の振込証明書類（①の領収書が発行されない場合）
銀行窓口支払の場合 … 金融機関発行の振込金受領書 など銀行所定の様式により
振込されたことを証明する書類（要金融機関出納印）
インターネットバンキングの場合 … インターネットバンキングの取引画面から出力される振込証明書
（要金融機関押印）

（注2） 実績報告における補助対象経費の額が30万円未満となる場合は、補助金の交付ができませんので、御注意ください。

（注3） 実績報告書に不備・不足がある場合、補助金の支払いが遅れることがありますので、御注意ください。

5. 実績報告以後

（1）補助金額の確定、補助金の交付

4. (7)実績報告の提出後、実績内容を審査し、補助事業の適正な実施を確認できた場合、「補助金額の確定通知」を送付します。なお、必要に応じて現地確認を行うことがあります。現地確認を拒否し、現地確認を行えない場合、補助金を交付できないことがあります。

確定通知後、速やかに補助金の交付手続きを行います。

（2）交付決定の取消し

次のような場合には、補助金の交付決定を取り消す場合があります。この場合で、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- ① 補助対象者が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ② 補助対象者が、補助金を他の用途に使用したとき
- ③ その他、当該補助金交付要綱の規定及び補助金交付の条件に違反する行為があったとき

（3）導入効果の検証

補助事業者は、「**導入効果報告書（様式第4-2号）**」を導入設備の稼働後1年ごとに3年間提出してください。この報告により、補助対象事業の効果等を検証します。（対象事業所全体、計測対象設備別にそれぞれCO₂排出量の削減量実績を報告）

補助事業者は、申請書類に記載したCO₂排出量の削減効果を達成することとし、削減量が満たない場合は、更なる運用対策等の実施に努めなければならないものとします。

（注）導入効果報告書の提出がない場合、補助金の返還を求めることがあります。

（4）補助金の経理

補助事業者は、補助対象事業に関する収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額と支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしてください。

当該収支簿と補助事業に関する書類については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

（5）補助事業により取得した財産の管理

補助事業者は、本補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）^{※1}を当該資産の処分制限期間^{※2}内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について承認を受けなければなりません。また、知事の承認を受けて処分した場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

※1 法定耐用年数に相当する期間

別表1 温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量（原油換算値）の算定方法

「補助金更申請書（様式第1-2号）」の作成に当たっては、対象事業所における年間のエネルギー使用量（原油換算値）算定とCO₂排出量の算定が必要となります。

算定については、「地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量算定ガイドライン」（令和4年6月改正 埼玉県環境部）に基づき算定します。

ここでは、参考に「基本算定式」、「燃料の単位発熱量及び排出係数」、「電気、熱の排出係数」を示します。

[基本算定式]

<直接排出（燃料の燃焼）>

$$\text{温室効果ガス（CO}_2\text{）排出量} = \text{燃料等使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数} \times 44 / 12^{**}$$

<間接排出（電気及び熱）>

$$\text{温室効果ガス（CO}_2\text{）排出量} = \text{燃料等使用量} \times \text{排出係数}$$

**燃料の排出係数は炭素量で設定されているため、二酸化炭素の分子量（44）／炭素の分子量（12）を乗じることにより二酸化炭素の量に換算している。

[主な燃料の単位発熱量及び排出係数]**

※その他の燃料については「簡易版エネルギー使用量・CO₂排出量換算シート」を御確認ください。

| 燃料の種類 | | 単位 | 単位発熱量 | 排出係数 [t-/GJ] |
|---------|-----------------------------|-------------------|-------------------------------|--------------|
| 灯油 | | KL | 36.7 [GJ/KL] | 0.0185 |
| A 重油 | | KL | 39.1 [GJ/KL] | 0.0189 |
| B・C 重油 | | KL | 41.9 [GJ/KL] | 0.0195 |
| 石油ガス | 液化石油ガス(LPG) | t | 50.8 [GJ/t] | 0.0161 |
| | 石油系炭化水素ガス | 千 Nm ³ | 44.9 [GJ/千 Nm ³] | 0.0142 |
| 可燃性天然ガス | 液化天然ガス(LNG) | t | 54.6 [GJ/t] | 0.0135 |
| | その他 | 千 Nm ³ | 43.5 [GJ/千 Nm ³] | 0.0139 |
| 都市ガス | 13A:45 MJ/m ³ | 千 Nm ³ | 45 [GJ/千 Nm ³] | 0.0136 |
| | 13A:46.04 MJ/m ³ | 千 Nm ³ | 46.04 [GJ/千 Nm ³] | 0.0136 |
| | 6A:29.30 MJ/m ³ | 千 Nm ³ | 29.30 [GJ/千 Nm ³] | 0.0136 |

[他人から供給された電気、熱の排出係数]

| 区分 | | 単位 | 排出係数 |
|----|-----------------------|-------|----------------------------------|
| 電気 | (供給事業者によらず、この係数を用います) | 千 kWh | 0.495 [t-CO ₂ /千 kWh] |
| 熱 | 産業用蒸気 | GJ | 0.060 [t-CO ₂ /GJ] |
| | 産業用蒸気を除く蒸気・温水・冷水 | GJ | 0.057 [t-CO ₂ /GJ] |

別表2 導入設備の法定耐用年数

法定耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)によるものとします。

URL: https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340M50000040015

ここでは、参考に当該省令の「別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」、「別表第二 機械及び装置の耐用年数表」の一部で事例の多い導入設備を以下に示します。

[別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表]

| 種類 | 構造又は用途 | 細目 | 耐用年数(年) |
|--------|------------------|----------------------|---------|
| 建物附属設備 | 電気設備（照明設備を含む。） | その他のもの | 15 |
| | 給排水又は衛生設備及びガス設備 | | 15 |
| | 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 | 冷暖房設備（冷凍機の出力が22kW以下） | 13 |
| | | その他のもの | 15 |

[別表第二 機械及び装置の耐用年数表]

| 設備の種類 | 耐用年数(年) |
|-------------------------------|-------------------|
| 食料品製造業用設備 | 10 |
| 飲料、たばこ又は飼料製造業用設備 | 10 |
| 繊維工業用設備 | 3 又は 7 |
| 木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備 | 8 |
| 家具又は装備品製造業用設備 | 11 |
| パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備 | 12 |
| 印刷業又は印刷関連業用設備 | 4 又は 7 又は 3 又は 10 |
| 化学工業用設備 | 5 又は 4 又は 8 |
| 石油製品又は石炭製品製造業用設備 | 7 |
| プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。） | 8 |
| ゴム製品製造業用設備 | 9 |
| 鉄鋼業用設備 | 5 又は 9 又は 14 |
| 非鉄金属製造業用設備 | 11 又は 7 |
| 金属製品製造業用設備 | 6 又は 10 |
| 電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備 | 6 又は 5 又は 8 |
| 電気機械器具製造業用設備 | 7 |
| 情報通信機械器具製造業用設備 | 8 |
| 輸送用機械器具製造業用設備 | 9 |
| その他の製造業用設備 | 9 |
| 宿泊業用設備 | 10 |
| 飲食店業用設備 | 8 |

※ 上表は、一部抜粋したものです。本表にないものや耐用年数が複数あるものは省令を参照してください。

交付申請書類一覧

- ・ 原則、県の電子申請システムによる受付になります。
- ・ 資料が紙の場合は、スキャンをした電子データで構いません。
- ・ 電子化できない場合は、郵送による提出も可能です。

| 順序 (番号) | 書類 | 説明 |
|------------|---|---|
| | 交付申請書(様式第1-2号) | |
| | ・ 重要事項確認書 | 交付申請書と同じシートにあります。 |
| | ・ 事業計画書 | Excel のシートが複数ありますので、御注意ください |
| ① | 見積書の写し(原則2者以上) (発行後3ヶ月以内のもので、社判、代表者印の押印あるもの) | 見積書の内訳は、補助対象経費と補助対象外経費が分かるように記載 |
| ② | 導入予定機器のカタログ等 | 機器型番、消費電力量等がわかるもの |
| ③ | 計測・制御対象の設備の定格燃料等消費量及び負荷率を確認できる資料 | 設備仕様書や設備銘板の写真、負荷率計算書等 |
| ④ | 計測・制御対象の設備の写真 | 設備の全景、型番、できる限り全ての機器の写真 |
| ⑤ | 図面(事業所全体図、導入機器据付図、エネルギー系統図) | 配置図に導入機器の型番を記載 |
| ⑥ | 登記事項証明書 ^{※1} | 中小企業者、リース事業者それぞれ提出する納税証明書は滞納がないことの証明書を添付 ※埼玉県以外のリース事業者は、該当都道府県の納税証明書 |
| ⑦ | 法人(個人)県民税・法人(個人)事業税の納税証明書 | |
| ⑧ | 決算報告書の写し(直近1年分) ^{※2} | |
| ⑨ | 埼玉県又は国の事業で受診した省エネルギー診断結果報告書の写し | 交付申請年度から起算して過去3か年度以内に受診している場合のみ |
| ⑩ | 賃貸借契約書の写し(対象事業所の所有者でない場合のみ) | 当該契約条項により承諾書を添付 |
| ⑪ | リース契約書(案)、料金計算書(案) | リースによる場合のみ |

※1 個人事業主の方は、開業届を添付(マイナンバーは黒塗りにするなどし、見えないようにする)

※2 個人事業主の方は、確定申告の写しを添付(マイナンバーは黒塗りにするなどし、見えないようにする)

【注意】 申請書の提出前に、提出書類の不足や記載漏れなどが無いか、十分に御確認ください。

この募集要領に関するお問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

T E L : 048-830-3049

F A X : 048-830-4777

Mail : a3030-03@pref.saitama.lg.jp

U R L : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/smart-r5.html>